

原文

帷幄上奏権について誤解するおそれのある表現である。

- ① 天皇のもつ統帥権を輔弼（助けること）する
権能を帷幄^{いあく}上奏権^{じょうそうけん}と行った。

修正文

- ① 統帥事項につき、軍令機関が閣議を経^へずに天皇に^{じょうそう}上奏する
権能^{いあく}を帷幄上奏権という。